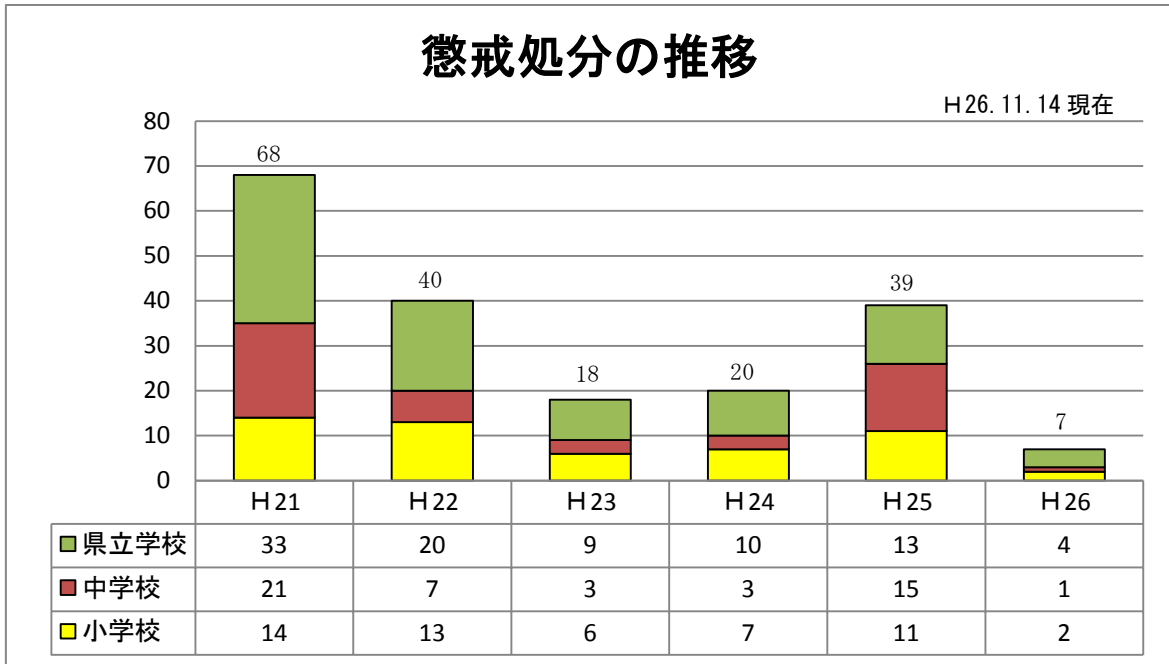


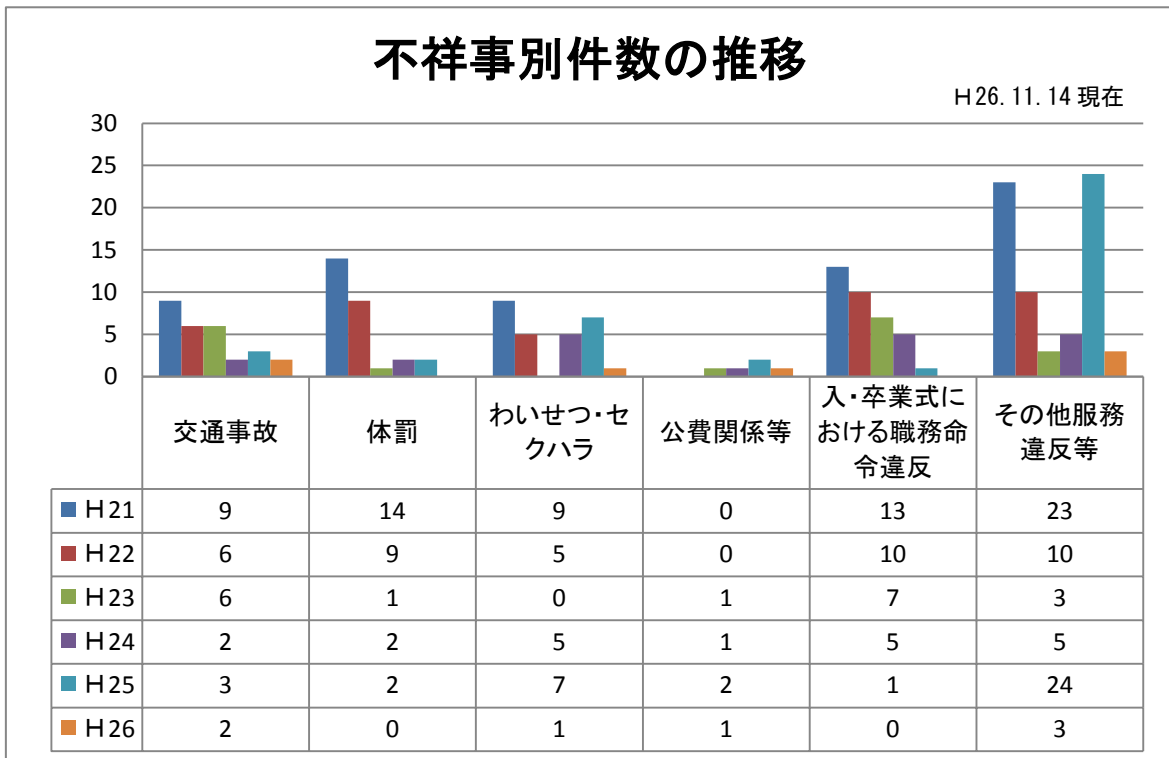
教職員の不祥事根絶について

平成 26 年 11 月 14 日
教 育 委 員 会

1 各年度の学校別懲戒処分件数



2 不祥事別件数



教職員の服務規律の確保（不祥事の根絶）に向けた主な取組

年 月	内容（通知及び研修資料等）
平成 21 年 3 月	通知「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口の設置等について」 ・各県立学校及び県教育委員会事務局に窓口を設置（教育センター平成 22 年 4 月に設置） ・各小中学校においても相談窓口を設置するよう、各市町教育委員会を指導
平成 21 年 6 月	不祥事根絶対策専門家会議 ・専門的な見地から教職員による不祥事の根絶に向けた対策の検討を行い具現化を図る
平成 21 年 12 月	不祥事根絶対策専門家会議提言 信頼される学校・教職員であるために～教職員の不祥事根絶に向けての提言～ ・教職員の規範意識の確立・学校組織としての不祥事防止体制の確立・相談体制の充実
平成 22 年 1 月	不祥事防止委員会の設置 ・不祥事根絶対策専門家会議の提言を踏まえ、各県立学校及び市町教育委員会に「不祥事防止委員会」の設置を指導
平成 22 年 10 月	通知「教職員による不祥事の防止について」 ・児童生徒へのセクシュアル・ハラスメント防止のため携帯電話による送受信及び通話を禁止
平成 22 年 12 月	研修資料作成「教職員による不祥事の根絶」（改訂版） ・不祥事根絶対策専門家会議提言を受け、ロールプレイング等の体験的研修プログラムを加えた改訂を行い、全教職員に配付
平成 23 年 3 月	教育委員会委員長「緊急アピール」 ・相次ぐ重大な不祥事により、「真の教育者」とはいかにあるべきかを問う、教育委員長の緊急アピールを発出し、服務規律の確保を強く求める。
平成 23 年 3 月	不祥事防止のための緊急アクションについて ・不祥事の未然防止、再発防止に向け、速やかに取り組むべき 7 項目を提示
平成 24 年 2 月	懲戒処分の指針の一部改正 ・標準例に「児童・生徒の個人情報漏えい・紛失」の項目追加
平成 24 年 4 月	通知「教職員によるわいせつな行為等の再発防止について」
平成 24 年 5 月	通知「職員による飲酒運転の撲滅について」
平成 24 年 6 月	研修資料作成「教職員による不祥事の根絶（飲酒運転防止）」
平成 24 年 6 月	通知「教職員による不祥事の根絶について」（わいせつ等）
平成 25 年 1 月	研修資料の作成「教職員による不祥事の根絶について（体罰等根絶）」
平成 25 年 2 月	通知「職員の服務規律の厳正確保について」 ・休職等で勤務していない教職員を含めた不祥事防止
平成 25 年 5 月	通知「教職員による不祥事の防止について」 ・児童生徒の携帯電話に電子メールの送受信や通話を禁止（教職員及び児童生徒・保護者への周知徹底）
平成 25 年 12 月	教育委員会教育長「緊急メッセージ」 ・相次ぐ重大な不祥事のみならず、所属職員を指導監督し、不祥事防止の先頭に立つべき管理職のセクシュアル・ハラスメント事案や管理監督者として適正を欠いた事案も含まれているなどの、深刻な状況を受け、教育長の「緊急メッセージ」を発出し、服務規律の確保を強く求める。
平成 25 年 12 月 平成 26 年 1 月	通知「不祥事根絶のための取組の徹底について」 ・不祥事の未然防止、再発防止等の不祥事根絶のための取組として 6 項目を提示
平成 26 年 4 月	研修資料作成「教職員による不祥事根絶（セクシュアル・ハラスメント防止、パワー・ハラスメント防止）」

不祥事根絶のための取組の徹底

番号	事項	取組内容	実施時期
1	「体罰，セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の周知の徹底	○各学校は，現在自校で作成している「体罰，セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の周知用掲示物を，全ての教室に掲示する。	速やかに実施すること。
2	不祥事根絶のための行動計画の作成及び各学校のHPへの掲載	○各学校は，自校の不祥事防止の取組を見直し，不祥事防止委員会を中心に行動計画を作成する。 ○各学校は，自校の行動計画をホームページに掲載し，取組の実施状況を定期的に発信する。	詳細は，後日通知する。
3	不祥事根絶に向けた取組状況の実態調査の実施	○県教育委員会は，各学校の不祥事防止アンケートの実施状況，管理職による面談，服務研修の実施状況等の実態調査を行う。（課題のある学校に対しては，個別指導を行う。）	
4	「セクハラ，パワハラ」に関する研修資料を活用した校内研修の実施	○県教育委員会は，これまでの研修資料（飲酒運転防止，体罰等根絶）に加えて，「セクハラ，パワハラ」に関する研修資料を新たに作成し，全教職員に配付する。 ○各学校は，「セクハラ，パワハラ」に関する研修資料を活用した校内研修を計画的に実施する。	
5	「求められる教職員像」，「各学校の決意表明」のカード化及び常時携帯	○各学校は，「求められる教職員像」＋「各学校の決意表明」をカード化し，名札に入れるなど全教職員が常時携帯する。	
6	臨時的任用職員，非常勤講師の「宣誓書」の提出	○臨時的任用職員，非常勤講師に対し，任用（委嘱）時に不祥事防止に係る「宣誓書」を提出させる。	